

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、群馬県の中西部、日本列島の中ではほぼ中央に位置している。市域の南東部には、都市化が進む中心市街地とともに、上越新幹線、北陸新幹線、上信越自動車道、関越自動車道、北関東自動車道の高速交通網が集中する交通拠点性を有した市街地が広がり、北西部には榛名山を擁した自然豊かな農山村地域が広がる多様な環境を有している。100km圏内には、東京都、さいたま市、宇都宮市、長野市があり、150km圏内には水戸市と茨城港、成田空港が立地し、さらにはその外円に国際港湾、空港を有する新潟市等が位置している。本市は、これらの都市や港湾、空港へ、新幹線や高速自動車道等を介して効率的なアクセスが可能な位置にある。

本市の人口は約37万人で、平成27年時点で増加傾向にあるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年にピークを迎える減少に転じ、平成52年には331,094人となりピーク時の89.1%まで減少すると見込まれている。また、本市の生産年齢人口は、平成52年には平成22年と比較し、53,977人の減少が見込まれている。※1

本市の産業は、全産業の売上額が約5兆4,985億円※2、付加価値額が約8,918億円※3で、県内1位を誇り、就業者を産業別に見ると、約3%（5,025人）が第1次産業、約27%（47,889人）が第2次産業、約67%（119,159人）が第3次産業に属している※4。中でも、製造業と卸売業・小売業は、合わせて従業者数約44%、付加価値額の約45%を占めており、本市は製造業と卸売業・小売業を中心とした経済構造をなしている※4。特に製造業は、製造品出荷額等の上位を占める電子部品・デバイス・電子回路製造業（約20%）、化学工業（約19%）、食料品製造業（約14%）が全国平均と比べても突出しており、これらの産業の集積が進んでいる※5。その他の産業では、東日本エリアで生産量1位を誇る梅をはじめとした農林水産業、ユネスコから「世界の記憶」に認定された上野三碑等を活かした観光産業、各種の国内・国際大会の開催実績をもつスポーツ産業等も盛んである。

本市の事業所数は16,940所、従業者数は174,044人で共に県内1位である※6。従業員規模別に見ると、30人未満の企業が事業所数の約93%、従業員数の約51%を占めている※7。また、資本金規模別では、1億円以下の企業が事業所数の約87%、従業者数の約70%を占めている※8。

本市の労働生産性は、約5,412千円/人で、全国平均の約5,364千円/人を48千円/人上回る。本市産業の中心である製造業と卸売業・小売業を見ると、製造業は約4,705千円/人で、全国平均の約5,521千円/人を816千円/人下回り、卸

売業・小売業は、約4,940千円/人で、全国平均の約4,900千円/人を40千円/人上回る※9。なお、本市中小企業の労働生産性については、中小企業白書において中小企業と大企業との間で労働生産性に大きな格差があると指摘されていることから、同様であると推測される。

中小企業の労働生産性向上に関しては、中小企業白書において、中小企業は大企業と比べて機械化や設備の効率的利用に遅れがあることが指摘されており、生産性向上を図る取り組みとして設備投資の重要性が示されている。本市においても、今後見込まれる生産年齢人口の減少への対応として、設備投資をより一層促進し、中小企業の生産性の向上を図る取り組みが求められている。

### 【出典】

- ※1 高崎市緊急創生プラン
- ※2 平成28経済センサス・活動調査 「参考表 全産業の事業所の売上(収入)金額に関する試算値」
- ※3 平成28経済センサス・活動調査 「追加参考資料 産業小分類、市町村、都道府県のランキング」
- ※4 「高崎市の統計(平成29年版)」を加工して作成。
- ※5 平成28経済センサス・活動調査 「事業所に関する集計 産業別集計 製造業に関する集計 市区町村編」を加工して作成。
- ※6 平成28経済センサス・活動調査 「特別集計 町丁・大字別集計 第3表」
- ※7 ※6の資料を加工して作成。
- ※8 平成28経済センサス・活動調査 「事業所に関する集計 産業横断的集計(事業所数、従業者数) 第10表」を加工して作成。
- ※9 平成28経済センサス・活動調査 「事業所に関する集計 産業横断的集計(売上(収入)金額等) 第2-1-2表」及び「第5-2表」を加工して作成。なお、ここでいう「労働生産性」とは、「付加価値額÷事業従事者数」とする。

### (2) 目標

本市では、「人」「もの」「情報」が交流、集積し、その活力が市全域に大きな波及効果を生み出すまちづくりに取り組んでいる。平成28年には、まち・ひと・しごと創生法に基づき『高崎市緊急創生プラン』を策定し、商業・工業・農業・文化・スポーツを含めたあらゆる産業において市民生活と地域経済の基盤である「しごと」を増やし、市内全体の活性化を図ることを主要施策に掲げている。

本計画では、この内容を踏まえ、先端設備等の導入を計画的に促進することで中小企業の労働生産性向上を図り、各産業における「しごと」の増加と本市経済の活性化につなげることを目指すものとする。

なお、具体的な目標としては、本計画の計画期間内に先端設備等導入計画を100件

認定することとする。

### (3) 労働生産性に関する目標

本計画による労働生産性に関する目標は、先端設備等導入計画の認定を受ける事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することとする。

## 2 先端設備等の種類

本計画において対象となる先端設備等の種類は、広く市内企業に生産性向上の効果を波及させるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本計画において対象となる区域は、広く市内企業に生産性向上の効果を波及させるため、本市全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本計画において対象となる対象業種・事業は、広く市内企業に生産性向上の効果を波及させるため、全ての業種・事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画における計画期間は、国の計画同意の日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画を申請する企業には、以下の点について遵守を求める。

- ・雇用の安定を図るため、生産性向上を目的とした人員削減を行わないこと。
- ・健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取り組みを行わないこと。

また、反社会的勢力との関係が認められるものからの申（備考）

（備考）

用紙の大きさは日本産業企画A4とする。